

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
株式会社 安藤・間	東京都港区赤坂六丁目 1 番 2 0 号	00-020330

2 指名停止措置期間 平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日～平成 2 9 年 1 1 月 1 9 日 (1 箇月)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

(株)安藤・間の使用人が、福島県田村市発注の除染事業に関し、平成 2 9 年 9 月 2 8 日に詐欺罪の容疑で東京地方検察庁より起訴された。

5 指名停止理由

(株)安藤・間が、詐欺罪の容疑で東京地方検察庁より起訴されたことは、「茨城町建設工事等登録業者指名停止等措置要領」(平成 2 9 年要領第 3 号)第 2 条第 1 項及び別表第 2 第 1 5 号アに該当する。

〈茨城町建設工事等登録業者指名停止等措置要領 別表第 1 第 1 1 号〉

措 置 要 件	期 間
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 業務に関し、法令に違反したとき。</p> <p>イ, ウ (略)</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内</p>

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)